

防整施第6919号  
28.3.31  
一部改正 防整施第4968号  
令和2年3月30日  
一部改正 防整施第20423号  
令和2年12月23日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

#### 建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（通知）

標記について、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について（防整施（事）第143号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第15588号。27.10.1）、建設工事請負契約に係る一般競争入札（基準額未満型）の実施細則について（防整施第15577号。27.10.1）及び建設工事請負契約に係る一般競争入札（簡易型）の実施細則について（防整施第15578号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則

## 第1 基準額以上

## 1 対象工事

1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）以上の工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について適用するものとする。

なお、工事概算額に基づいて本実施細則による公告を行った後、予定価格の決定において、基準額に達しない場合についても、本実施細則による手続を継続するものとする。

## 2 入札の公告

(1) 契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、前項の対象工事（以下、第1において「対象工事」という。）を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び特例政令第5条第1項の規定に基づき、官報により公告するものとする。

(2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の名称

イ 競争入札に付する事項（工事概要）

ウ 追加工事の名称、数量及びその入札公告の予定時期並びに最初の入札公告の日付

エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）

カ 入札説明書の交付に関する事項

キ 競争執行の場所及び日時

ク 契約の手続において使用する言語

ケ 入札保証金に関する事項

コ 入札の無効

サ 落札者の決定方法

シ 契約書作成の要否

ス その他必要な事項

- (3) 第1号の公告に際しては、次に掲げる事項を、英語により併記するものとする。
- ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称
  - イ 工事の名称及び数量
  - ウ 入札期日
  - エ その他必要な事項
- (4) 契約担当官等は、第1号の公告を、当該防衛省発注機関において掲示及びホームページに掲載するものとする。
- (5) 入札の公告、掲示及び掲載は、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に行うものとする。

### 3 競争参加資格

一般競争入札に参加することができる者（以下「競争参加者」という。）は、次のすべての事項に該当する者であること。

- (1) 予令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 対象工事に係る工事種別について、防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19. 1. 4）第4第1項の規定に基づく経営事項評価数値が、付紙第1に定める点数以上であること。ただし、契約担当官等が競争参加資格のうち同種の工事の施工実績及び技術者の要件により建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で引き下げることができる。
- (5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。

なお、施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCR）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利

用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合（以下「他発注機関の工事」という。）は、工事成績が65点未満のものを除くこと。

- (6) 対象工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が適正であること（個別の工事に応じて、技術者の資格及び同種の工事の経験を明示すること。）。

なお、経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）が発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、経験が他発注機関の工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 対象工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと（「資本的関係」及び「人的関係」の具体的内容について、入札説明書において明示すること。）。

- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (11) その他契約担当官等が必要と認めた事項

#### 4 競争参加資格の決定

前項に規定する競争参加者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、対象工事ごとに建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）別紙の第1項に基づく競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

#### 5 入札説明書の交付

- (1) 契約担当官等は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対して、当該工事の入札に関する詳細な説明書（以下「入札説明書」という。）を交付するものとする。

- (2) 入札説明書は、第2項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

ア 当該防衛省発注機関の所在地

イ 工事の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

- (3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 6 申請書等の提出等

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日以内とする。
- (3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該防衛省発注機関の建設工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）とするものとする。
- (4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、当該契約担当官等に対し電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届出をした場合又は紙入札により実施される入札に参加する場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。
- (5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- (6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取り扱いは、次のとおりとする。
  - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないこととする。
  - ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。
  - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。
  - オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取り扱いに十分注意するものとする。

## 7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、次のとおりとする。
  - なお、アの実績及びイの経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限るものとする。
  - ア 同種の工事の施工実績
    - 第3項第5号に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績とする。
  - イ 配置予定の技術者
    - 第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資

格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等とする。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、当該事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

- (2) 前号の資料には、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

## 8 競争参加資格の確認

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の日において第3項第2号の格付を受けていない場合において、競争参加資格のうち第3項第1号及び第5号から第11号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時までに、第3項第2号から第4号までに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。
- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 前号の確認に当たって、第7項第1号の同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的で

あると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(5) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。

(6) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙第2により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(7) 第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

(8) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第5号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第6号の規定を適用するものとする。

#### 9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第5号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）以内に当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

(2) 競争参加資格がないと認められた者が理由についての説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。

(3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。

(4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。

(5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

(6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第5号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。

(7) 契約担当官等は、前号の通知を行う場合においては、審査委員会の審議を経るものとする。

(8) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1 0 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質問書の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、前項第4号の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日までとするものとする。ただし、現場説明会を行う場合には、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、現場説明会の日の2日後までとするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (5) 回答書は、当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を入札参加希望者等に配布することを妨げない。
- (6) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1 1 現場説明会

- (1) 現場説明会は、契約担当官等が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。
- (2) 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - ア 現場説明会を行う旨
  - イ 現場説明会の日時及び場所
  - ウ その他契約担当官等が必要と認める事項
- (3) 現場説明会を行う日は、第9項の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続が終了した以降の日とするものとし、原則として、開札の日の10日前の日とするものとする。

#### 1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) 契約保証金は免除するものとする。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付させるものとする。
- (4) 第1号及び第2号又は第3号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明ら



かにするものとする。

なお、第2号は金銭的保証を求める場合に適用し、第3号は役務的保証を求める場合に適用するものとする。

### 1.3 入札の執行（開札）

(1) 入札は、原則として、第10項第2号の質問書の提出期限の日の翌日から起算して8日後以降の日に執行（開札）するものとする。

なお、入札書の提出期限は、開札の日時前の日時とすることができるものとする。

(2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しの提出を求めるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。

(3) 入札書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送により行うものとする。

(4) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該工事費内訳明細書は、契約担当部署及び積算を担当する部署（以下「積算担当部署」という。）の職員が確認するものとする。

(5) 工事費内訳明細書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。なお、容量が電子入札システムの上限を超える場合には、持参又は郵送等で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めないものとする。

(6) 紙入札方式による場合は、入札書及び前号の工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び工事費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れるものとする。

(7) 工事費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。

(8) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(9) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。

(10) 第8号の場合において、第1回の開札に立ち会わない場合でも、提出された入札書は有効なものとして取り扱うが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとする。ただし、郵送等による入札参加者に再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(11) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

(12) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

### 1.4 入札の無効等

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時に第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.5 落札者等の公示

- (1) 契約担当官等は、落札者を決定したとき又は契約の相手方を決定したときは、特例政令第14条の規定に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。
- (2) 前号の公示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - ア 落札又は随意契約に係る工事の名称及び数量
  - イ 契約担当官等の氏名並びに防衛省発注機関の名称及び所在地
  - ウ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - エ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - オ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - カ 契約の相手方を決定した手続
  - キ 入札公告を行った日
  - ク 随意契約による場合はその理由
  - ケ その他必要な事項

#### 1.6 落札しなかった者への通知

- (1) 契約担当官等は、入札の結果、落札しなかった者（以下「非落札者」という。）に対して、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に入札の結果等を通知するものとする。
- (2) 前号の通知に当たっては、付紙第3により行うものとする。

なお、非落札者に対しては、所定の期限内に落札しなかった理由（以下「非落札理由」という。）についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

#### 1.7 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、前項第1号の通知の期限の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して非落札理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 非落札者が説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の非落札理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場

合は書面により回答するものとする。

(5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

#### 1 8 対象工事の受注者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の受注者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告において提供するものとする。

#### 1 9 苦情申立て

本実施細則に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨、入札説明書において明らかにするものとする。

#### 2 0 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則に基づき、一般競争入札で実施した工事の関連文書を、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき保存するものとする。

#### 2 1 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第6920号。28.3.31）記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。

(4) 落札者が第7項第1号イの資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(5) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

(6) 本実施細則に定めるもののほか、本実施細則の運用に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。

## 第2 基準額未満

### 1 対象工事

1件につき予定価格が1億円（土木一式工事及び建築一式工事以外の工事は5,000万円）以上基準額未満の工事について適用するものとする。

なお、工事概算額に基づいて本実施細則による公告を行った後、予定価格の決定において、定める額に達しない場合についても、本実施細則による手続を継続するものとする。

### 2 入札の公告

(1) 契約担当官等は、前項の対象工事（以下、第2において「対象工事」という。）

を一般競争に付そうとする場合においては、予決令第74条の規定に基づき、当該防衛省発注機関において掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。

(2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 契約担当官等の氏名及び防衛省発注機関の名称
- イ 競争入札に付する事項（工事概要）
- ウ 追加工事の名称、数量及びその入札公告の予定時期並びに最初の入札公告の日付
- エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）
- カ 入札説明書の交付に関する事項
- キ 競争執行の場所及び日時
- ク 契約の手續において使用する言語
- ケ 入札保証金に関する事項
- コ 入札の無効
- サ 落札者の決定方法
- シ 契約書作成の要否
- ス その他必要な事項

### 3 競争参加資格

競争参加者は、次のすべての事項に該当する者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望していること（会社更生法に基づき更生手續開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手續開始の申立てがなされている者については、手續開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手續開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手續開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 対象工事に係る工事種別について、訓令第29条第2項の規定に基づき算定した総合審査数値が、付紙第1に定める等級区分又は総合審査数値の範囲であること。ただし、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で弾力的に運用することができる。
- (5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。  
なお、施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、実績が他発注機関の工事である場合は、

その工事成績が65点未満のものを除くこと。

- (6) 対象工事に配置を予定する監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて、技術者の資格及び同種の工事の経験を明示すること。）。

なお、経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、経験が他発注機関の工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

- (7) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局棟の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。

- (9) 当該防衛省発注機関が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が一定以上であること。

- (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと（「資本的関係」及び「人的関係」の具体的内容について、入札説明書において明示すること。）。

- (12) 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) その他契約担当官等が必要と認めた事項

#### 4 競争参加資格の決定

前項に規定する競争参加資格は、対象工事ごとに審査委員会の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

#### 5 入札説明書の交付

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者に対して、当該工事の入札説明書を交付するものとする。

- (2) 入札説明書は、第2第2項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面、仕様書、現場説明書及び競争参加資格確認申請書作成要領を含めるものとする。

ア 当該防衛省発注機関の所在地

イ 工事の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

- (3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。

- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実

費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 6 申請書等の提出等

- (1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日以上とする。
- (3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は契約担当部署とするものとする。
- (4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による場合は、持参、郵送等又は電子メールにより行うものとする。
- (5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- (6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取り扱いは、次のとおりとする。
  - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないこととする。
  - ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。
  - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。
  - オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取り扱いに十分注意するものとする。

## 7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、次のとおりとする。

なお、アの実績及びイの経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限るものとする。

  - ア 同種の工事の施工実績  
第2第3項第5号に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績とする。
  - イ 配置予定の技術者  
第2第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等とする。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかか

ならず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、当該事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

#### ウ 施工計画

第2第3項第8号に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見とする。

- (2) 前号ア及びイの資料には、評定通知書が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

#### 8 資料のヒアリング

- (1) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書等の提出期限の翌日から次項第4号の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

ア ヒアリングを実施する旨

イ ヒアリングの日時及び場所

ウ その他契約担当官等が必要と認める事項

#### 9 競争参加資格の確認

- (1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の日において第2第3項第2号の格付を受けていない場合において、競争参加資格のうち第2第3項第1号及び第5号から第14号までまでに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に第2第3項第2号から第4号までまでに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時までに、第2第3項第2号から第4号までに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。

- (3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、第2第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の日の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。
- (5) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙第2により行うものとする。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- (6) 第1号、第3号及び第4号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - (7) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第4号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。
- なお、この通知に当たっては、第5号の規定を適用するものとする。

#### 10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第4号の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が理由についての説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第4号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 契約担当官等は、前号の通知を行う場合においては、審査委員会の審議を経るものとする。
- (8) 第1号から第4号までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 11 入札説明書に対する質問及び回答



- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質問書の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の提出期限の日から起算して8日前までとするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (5) 回答書は、当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を入札参加希望者等に配布することを妨げない。
- (6) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.2 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

#### 1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) 契約保証金は免除するものとする。ただし、公共工事履行保証証券による保証（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付させるものとする。
- (4) 第1号及び第2号又は第3号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

なお、第2号は金銭的保証を求める場合に適用し、第3号は役務的保証を求める場合に適用するものとする。

#### 1.4 入札の執行（開札）

- (1) 入札書の提出期限は、原則として、第2第9項第4号の通知の期限の日の翌日から起算して6日（行政機関の休日を除く。）後とする。
- (2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しの提出を求めるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。
- (4) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該工事費内訳明細書は、契約担当部署及び積算担当職員が確認するものとする。
- (5) 工事費内訳明細書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。なお、容量が電子入札システムの上限を超える場合には、持参又は郵送等で提出させることとし、電子入札システムとの分割は認めないものとする。

- (6) 紙入札方式による場合は、入札書及び前号の工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び工事費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れるものとする。
- (7) 工事費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (8) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (9) 開札には、入札参加者又はその代理人以外の者は参加させないものとする。
- (10) 第7号の場合において、第1回の開札に立ち会わない場合でも、その者のした入札は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとする。
- (11) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (12) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.5 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時に第2第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.6 再苦情申立て

契約担当官等は、入札説明書及び第2第10項第4号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は第2第10項第4号の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
- (2) 再苦情申立てについての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

#### 1.7 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則に基づき、一般競争入札で実施した工事の関連文書を、防衛省行政文書管理規則に基づき保存するものとする。

#### 1.8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づ

- く指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。
  - (4) 落札者が第2第7項第1号イの資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
  - (5) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

### 第3 基準額未満（簡易型）

#### 1 対象工事

1件につき予定価格が1億円（土木一式工事及び建築一式工事以外の工事は5,000万円）未満の工事について適用するものとする。ただし、契約担当官等が、この方式によらないことが適当と認める場合はこの限りでない。

#### 2 入札の公告

- (1) 契約担当官等は、前項の対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予決令第74条の規定に基づき、当該防衛省発注機関において掲示及びホームページへの掲載により公告するものとする。

- (2) 前号の公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 契約担当官等の氏名及び当該防衛省発注機関の名称
- イ 競争入札に付する事項（工事概要）
- ウ 追加工事の名称、数量及びその入札公告の予定時期並びに最初の入札公告の日付
- エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）
- カ 入札説明書の交付に関する事項
- キ 競争執行の場所及び日時
- ク 契約の手続において使用する言語
- ケ 入札保証金に関する事項
- コ 入札の無効
- サ 落札者の決定方法
- シ 契約書作成の要否
- ス その他必要な事項

#### 3 競争参加資格

競争参加者は、次のすべての事項に該当する者であること。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望していること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、

- 再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
  - (4) 対象工事に係る工事種別について、訓令第29条第2項の規定に基づき算定した総合審査数値が、付紙第1に定める等級区分又は総合審査数値の範囲であること。ただし、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で弾力的に運用することができる。
  - (5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。  
なお、施工実績が防衛省発注機関（旧地方防衛局等を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、実績が他発注機関の工事である場合は、その工事成績が65点未満のものを除くこと。
  - (6) 対象工事に配置を予定する監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて、技術者の資格及び同種の工事の経験を明示すること。）。  
なお、経験が防衛省発注機関（旧地方防衛局等を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降に完成した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、経験が他発注機関の工事である場合は、その工事成績が65点未満のものを除くこと。
  - (7) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (8) 第5号の施工実績が地方防衛局等の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）。)
  - (9) 当該防衛省発注機関が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が一定以上であること。
  - (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - (11) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと（「資本的関係」及び「人的関係」の具体的内容について、入札説明書において明示すること。）。)
  - (12) 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。
  - (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
  - (14) その他契約担当官等が必要と認めた事項

#### 4 競争参加資格の決定

前項に規定する競争参加資格は、対象工事ごとに審査委員会の審議を経て、契約担当官等が決定するものとする。

#### 5 入札説明書の交付

(1) 契約担当官等は、入札参加希望者に対して、当該工事の入札説明書を交付するものとする。

(2) 入札説明書は、第3第2項第2号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとし、別冊として、入札公告の写し、契約書案、入札心得書、図面、仕様書、現場説明書及び競争参加資格確認申請書作成要領を含めるものとする。

ア 契約担当官等の所属する部署の所在地

イ 工事の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

(3) 入札説明書の交付は、公告後速やかに開始するものとし、開札の日の前日まで交付するものとする。

(4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を負担させることができるものとし、実費を負担させる場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

#### 6 申請書等の提出等

(1) 契約担当官等は、入札参加希望者の競争参加資格を確認するため、入札参加希望者から、申請書等の提出を求めるものとする。

(2) 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日以上とする。

(3) 申請書等の提出場所は、電子入札システムサーバ又は契約担当部署とするものとする。

(4) 申請書等の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による場合は、持参、郵送等又は電子メールにより行うものとする。

(5) 入札参加資格の申請期限までに申請書等を提出しない者又は契約担当官等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

(6) 申請書等の提出に要する費用の負担及び申請書等の取り扱いは、次のとおりとする。

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、当該契約担当官等による競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないこととする。

ウ 提出された申請書等は返却しないこととする。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。

オ 提出された申請書等は、外部への漏洩又は紛失等がないようその取り扱いに十分注意するものとする。

#### 7 資料の内容

(1) 資料の内容は、次のとおりとする。

なお、アの実績及びイの経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限るものとする。

ア 同種の工事の施工実績

第3第3項第5号に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績とする。

イ 配置予定の技術者

第3第3項第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等とする。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することができるものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者には、直ちに当該申請書の取下げをさせるものとする。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行わせるものとする。この場合において、当該事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の施工実績を有する者については、工程表が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を提出させる。

- (2) 前号ア及びイの資料には、評定通知書が含まれるものとする。この場合において、評定通知書を受けた者から、紛失等により、評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、第1号に掲げる資料の内容を証明するための書類の提出を求めることができるものとする。

8 資料のヒアリング

- (1) 契約担当官等は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書等の提出期限の翌日から次項第4号の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。

(3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

ア ヒアリングを実施する旨

イ ヒアリングの日時及び場所

ウ その他契約担当官等が必要と認める事項

## 9 競争参加資格の確認

(1) 契約担当官等は、申請書等を提出した申請者の競争参加資格の有無について、確認を行うものとする。ただし、申請書等の提出者が申請書等の提出期限の日において第3第3項第2号の格付を受けていない場合において、競争参加資格のうち第3第3項第1号及び第5号から第14号までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において第3第3項第2号から第4号までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、開札の時までに、第3第3項第2号から第4号までに係る審査を了しないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(2) 前号の確認は、審査委員会の審議を経て、行うものとする。

(3) 第1号の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、第3第3項第7号の指名停止については、申請書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

(4) 契約担当官等は、原則として申請書等の提出期限の日の翌日から起算して20日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請者に対し電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により通知するものとする。

(5) 前号の通知に当たっては、紙入札方式による場合は付紙第2により行うものとする。なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(6) 第1号、第3号及び第4号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

(7) 契約担当官等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する第4号の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。

なお、この通知に当たっては、第5号の規定を適用するものとする。

## 10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第4号の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に当該契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

(2) 競争参加資格がないと認められた者が理由についての説明を求める場合においては、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を

持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。

- (3) 前号の提出先は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とするものとする。
- (4) 契約担当官等は、第1号の説明を求められたときは、原則として、第1号の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号により回答した場合には、回答の内容を審査委員会に報告するものとする。
- (6) 契約担当官等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、審査委員会の審議を経て、前項第4号の通知を取り消し、第4号の回答と併せて競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- (7) 契約担当官等は、前号の通知を行う場合においては、審査委員会の審議を経るものとする。
- (8) 第1号から第4号までまでの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.1 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書に対する質問は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質問書の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札書の提出期限の日から起算して8日前までとするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は、電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (5) 回答書は、当該契約担当部署で閲覧に供するものとし、閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を入札参加希望者等に配布することを妨げない。
- (6) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.2 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

#### 1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) 契約保証金は免除するものとする。ただし、公共工事履行保証証券による保証（契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付させるものとする。
- (4) 第1号及び第2号又は第3号に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。



なお、第2号は金銭的保証を求める場合に適用し、第3号は役務的保証を求める場合に適用するものとする。

#### 1.4 入札の執行（開札）

- (1) 入札書の提出期限は、原則として、第3第9項第4号の通知の期限の日の翌日から起算して6日（行政機関の休日を除く。）後とする。
- (2) 契約担当官等は、入札書の提出に先立ち、紙入札方式による入札参加者に競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しの提出を求めるものとし、当該通知書の写しを提出しない者は、入札に参加させないことができるものとする。
- (3) 入札書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。
- (4) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応する工事費内訳明細書の提出を求めるものとし、当該工事費内訳明細書は、契約担当部署及び積算担当部署の職員が確認するものとする。
- (5) 工事費内訳明細書の提出は、電子入札システムにより、紙入札方式による場合は持参又は郵送等により行うものとする。なお、容量が電子入札システムの上限を超える場合には、持参又は郵送等で提出させることとし、電子入札システムとの分割は認めないものとする。
- (6) 紙入札方式による場合は、入札書及び前号の工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、別の封筒に入札書及び工事費内訳明細書を入れた封筒並びに第2号の通知書の写しを入れるものとする。
- (7) 工事費内訳明細書を提出しない者は入札に参加させないものとする。
- (8) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (9) 開札には、入札参加者又は入札参加者の代理人以外の者は参加させないものとする。
- (10) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (11) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.5 入札の無効等

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時に第3第3項に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

#### 1.6 再苦情申立て

契約担当官等は、入札説明書及び第3第10項第4号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は第3第10項第4号の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
- (2) 再苦情申立てについての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

#### 1.7 関連文書の保存

契約担当官等は、本実施細則に基づき、一般競争入札で実施した工事の関連文書を、防衛省行政文書管理規則に基づき保存するものとする。

#### 1.8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について記第3項の規定は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意すること。
- (4) 落札者が第3第7項第1号イの資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 本実施細則の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

添付書類：付紙第1～付紙第3

区分 工事種別	等級区分及び総合審査数値の範囲				経営事項評価数値
	予定価格が3千万円未 満	予定価格が3千万円 以上1億円未満	予定価格が1億円 以上3億円未満	予定価格が3億円 以上基準額未満	基準額以上
土木一式工事	D (760点未満)	C (760～830点未満)	B (830～990点未満)	A (990点以上)	1,200点
建築一式工事	D (760点未満)	C (760～830点未満)	B (830～990点未満)	A (990点以上)	1,200点
区分 工事種別	等級区分及び総合審査数値の範囲			経営事項評価数値	
	予定価格が2千万円未 満	予定価格が2千万円 以上5千万円未満	予定価格が5千万円以上基準額未満		基準額以上
電気工事	C (780点未満)	B (780～870点未満)	A (870点以上)		1,100点
管工事	C (780点未満)	B (780～870点未満)	A (870点以上)		1,100点
ほ装工事	C (780点未満)	B (780～870点未満)	A (870点以上)		1,100点
電気通信工事	C (780点未満)	B (780～870点未満)	A (870点以上)		1,100点

注：基準額とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額をいう。

## 一般競争参加資格確認通知書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

会計機関名  
役職 氏名

先に申請のあった 建設工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

## 記

入札公告日	年 月 日	
工事名	建設工事	
競争参加資格の有無	有・無 《有(条件付き)》	
	競争参加資格がないと認めた理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

【注：《 》は、別紙8(1)のただし書きの場合について記載する。】

## 入札結果通知書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

会計機関名  
役職 氏名

先に行った 建設工事の一般競争入札について、下記の者を落札者（契約者）として決定したので通知します。

## 記

入札（契約）日	年 月 日
工 事 名	建設工事
落札（契約）者 住所、氏名	
落札（契約）金額	
備 考	(注)

なお、本件工事に係る入札の結果落札しなかった者は、当職に対してその理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当部署へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

注：入札の結果落札者がいないため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、随意契約により契約を締結した場合は、（ ）によるものとし、備考欄に、「本件工事は、入札の結果落札者がいないため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、上記の者と随意契約により契約を締結したものである。」旨記載するものとする。